

理（美）容所を開設される皆さんへ

北海道紋別保健所

理（美）容所を開設する場合は、保健所に開設届出書を提出して、検査を受けなければなりません。開設届出書を提出し検査を受けるに当たっては、次の事項に注意してください。

1 手続きの流れについて

- (1) 事前相談 開店までの日程の打ち合わせと提出書類等の説明を行います。
また、事前に図面を提示していただければ、修正の必要はないか、工事着工前に確認できます。
- (2) 開設届 開店予定の約 10 日前に届出をしてください。
届出に当たっての必要事項は「4 開設届について」「5 開設届に必要な書類」のとおりです。
- (3) 検査 施設が基準に適合しているか保健所職員が現地調査を行います。
このときには、施設設備を開店時と同じ状態にしてください。
- (4) 確認証交付 検査が終了し、法令上問題がなければ確認証を交付します。検査から交付まではおよそ 2～3 日間（閉庁日を除く）かかります。
- (5) 開店 確認証を受け取った日から営業できます。

2 施設設備について

理（美）容所を開設するに当たっては、次の施設設備が必要になります。

(1) 作業場と待合所

ア 待合所

待合所は、出入口の近くに設けてください。

また、腰高以上の仕切り等で作業場と区分し、施術時以外は作業場に客がみだりに立ち入ることのないようにしてください。

イ 作業場

作業場の床面積は、下表以上の面積が必要で、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障をきたすことのない面積が必要です。

理（美）容用いす台数（台）	1	2	3	4	5
作業場面積（m ² ）	9.9	13.2	16.5	19.8	23.1

(注)作業場面積

理（美）容用いす 1 台のとき 9.9 m² 以上

理（美）容用いす 2 台以上のとき $\{9.9 + 3.3 \times (n - 1)\}$ m² 以上

※ n は理（美）容用いすの台数

※面積計算を行う場合、次の点に注意してください。

- (ア) 作業場は理（美）容の作業に関係するスペースですので、理（美）容に関係しない設備、例えば、待合所、便所、着付け室、玄関等は除かれます。
- (イ) 計測は、内法(うちのり)で行いますので、建築図面（一般に柱の中心から中心）とは異なります。
- (ウ) 美容所の場合、「美容用いす」とはセットいすのことで、ドライヤー、洗髪等に使用するいすは美容用いすに含まれません。

(2) 床・腰板の材質

床・腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用してください。じゅうたん等、水が浸透するものや、清掃が困難な材質は認められません。

(3) 設備等

ア 理（美）容用いすと鏡

イ 洗髪、洗顔用の洗場（流水装置とする。給湯設備を設けることが望ましい。）

ウ 器具、手指洗浄用洗場（消毒用バット、1,000mL用メスシリンダー等消毒用の器具類がゆったり洗浄できる大きさのものを洗髪、洗顔用の洗場とは別に設けること。給湯設備を設けることが望ましい。）

エ 消毒設備（消毒用バット、1,000mL用メスシリンダー等）

オ 照明器具

カ 洗浄・消毒済みタオル・被布収納ケース

キ 使用済みタオル・被布収納ケース

ク 消毒済器具類収納ケース（汚染を防ぐためふた付きとすること。）

ケ 使用済器具類収納ケース

コ 換気設備

サ ふた付き汚物箱

シ ふた付き毛髪箱

ス 掃除用具

セ 薬品保管庫

3 消毒薬について

器具等の消毒に消毒薬を用いる場合は、次の区分に応じいずれかの薬品を用意してください。

(1) かみそり及びかみそり以外の器具で血液の付着している（又は疑いのある）ものに使用する薬品

- ・ 76.9%以上 81.4%以下のエタノール水溶液
- ・ 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液

(2) かみそり以外の器具で、血液が付着している疑いのないものに使用する薬品

- ・ 76.9%以上 81.4%以下のエタノール水溶液
- ・ 0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液
- ・ 0.1%以上の逆性石ケン水溶液
- ・ 0.05%以上のグルコン酸クロルヘキシジン水溶液
- ・ 0.1%以上の両性界面活性剤水溶液

4 開設届について

開設届出書を提出するに当たっては次のものがが必要です。

(1) 理（美）容所開設届出書

(2) 開設者の印鑑

(3) 手数料 18,800 円（相当額の北海道収入証紙を届出書に貼付し、消印）
（手数料は改定されることがあります。）

5 開設届に必要な書類

(1) 構造概要書及び設備器具の目録

(2) 理（美）容所の平面図

（作業場及び待合所の床面積が計算できるように寸法を記入してください。）

(3) 理（美）容師免許証の原本

(4) 医師の診断書（理（美）容師の伝染性疾病（結核、皮膚疾患*）の有無が記載されている診断書）

*皮膚疾患：伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等

(5) 理（美）容師が2名以上いる場合、管理理（美）容師資格認定講習会修了証の原本

(6) 住民票の写し（開設者が外国人の場合）

連絡先	北海道紋別保健所生活衛生課 主査（環境衛生）
	紋別市南が丘町1丁目6番地 TEL 0158-23-3108
	北海道紋別保健所遠軽支所 主査（生活衛生）
	紋別郡遠軽町大通北5丁目1番27 TEL 0158-42-3108